（適格投資家向け投資運用業を行う金融商品取引業者が行う取得勧誘に係る有価証券の譲渡に関する措置等）

第十六条の三　［略］

（金融商品取引業者と密接な関係を有する者）

第十六条の四　［略］

第十六条の五・第十六条の六　［略］

（登録申請書記載事項の変更の届出）

第二十条　法第三十一条第一項の規定により届出を行う金融商品取引業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第一号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写し並びに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該各号に定める書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

［一～三　略］

四　法第二十九条の二第一項第十一号に掲げる事項について変更があった場合（営業所又は事務所の廃止をした場合に限る。）　当該変更に伴う顧客勘定の処理の内容を記載した書面

［五～九　略］

［２・３　略］

（変更登録の申請）

第二十二条　［略］

２　前項の変更登録申請書には、変更の内容及び理由を記載した書面並びに次に掲げる書類（新たに行おうとする業務（電子募集業務及び電子募集取扱業務、高速取引行為並びに法第二十九条の二第一項第八号及び第九号に規定する行為に係る業務を含む。）に係るものに限る。）を添付しなければならない。

［一～三　略］

３　［略］

（登録申請書の記載事項）

第四十四条　法第三十三条の三第一項第十号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～十　略］

十の二　法第三十三条の三第一項第五号に規定する場合にあっては、取り扱う有価証券の種類（当該有価証券が電子記録移転有価証券表示権利等である場合にあっては、その旨を含む。）

十の三　電子申込型電子募集業務又は電子申込型電子募集取扱業務を行う場合にあっては、その旨

［十一～十三　略］

（業務の内容及び方法）

第四十五条　法第三十三条の三第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

［一～五　略］

六　法第三十三条の二各号に掲げる行為を業として行う場合には、次に掲げる事項

［イ～ヘ　略］

ト　第七条第十一号に規定する業務を行う場合には、法第四十三条の二及び第四十三条の三の規定による管理の方法

［七～十　略］

（適格投資家向け投資運用業を行う金融商品取引業者が行う取得勧誘に係る有価証券の譲渡に関する措置等）

第十六条の五　［同上］

（金融商品取引業者と密接な関係を有する者）

第十六条の五の二　［同上］

第十六条の六・第十六条の七　［同上］

（登録申請書記載事項の変更の届出）

第二十条　［同上］

［一～三　同上］

四　法第二十九条の二第一項第十号に掲げる事項について変更があった場合（営業所又は事務所の廃止をした場合に限る。）　当該変更に伴う顧客勘定の処理の内容を記載した書面

［五～九　同上］

［２・３　同上］

（変更登録の申請）

第二十二条　［同上］

２　前項の変更登録申請書には、変更の内容及び理由を記載した書面並びに次に掲げる書類（新たに行おうとする業務（電子募集取扱業務、高速取引行為並びに法第二十九条の二第一項第八号及び第九号に規定する行為に係る業務を含む。）に係るものに限る。）を添付しなければならない。

［一～三　同上］

３　［同上］

（登録申請書の記載事項）

第四十四条　法第三十三条の三第一項第九号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～十　同上］

［号を加える。］

［号を加える。］

［十一～十三　同上］

（業務の内容及び方法）

第四十五条　［同上］

［一～五　同上］

六　［同上］

［イ～ヘ　同上］

［号の細分を加える。］

［七～十　同上］